



2025 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉銀行
代 表 者 名 取締役頭取 米本 努
(コード : 8331、東証プライム市場)
問 合 せ 先 常務執行役員経営企画部長 伊藤 信一
(TEL 043-245-1111)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 固定型譲渡制限付株式報酬としての処分

(1) 処 分 期 日	2025 年 7 月 25 日
(2) 処分する株式の種類 類 及 び 数	当行普通株式 87,958 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,317.5 円
(4) 処 分 総 額	115,884,659 円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式 の数	当行の取締役（社外取締役を除く） 5 名 26,107 株 当行の取締役を兼務しない執行役員 20 名 61,851 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

(2) 業績連動型譲渡制限付株式報酬としての処分

(1) 処 分 期 日	2025 年 7 月 25 日
(2) 処分する株式の種類 類 及 び 数	当行普通株式 63,058 株
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,317.5 円
(4) 処 分 総 額	83,078,911 円
(5) 処分先及びその人数 並びに処分株式 の数	当行の取締役（社外取締役を除く） 5 名 22,426 株 当行の取締役を兼務しない執行役員 15 名 40,632 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。



2. 処分の目的及び理由

当行は、2021年5月10日開催の取締役会において、当行の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下、対象取締役と合わせて「対象取締役等」と総称します。）に対する当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議しました。また、2021年6月25日開催の第115期定時株主総会において、当該株式報酬制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額140百万円以内の金銭債権を支給し、年500,000株以内の当行普通株式を発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として当該株式の割当を受けた日より、当行の取締役会が予め定める地位を退任する時点の直後の時点までの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

さらに、2024年6月26日開催の第118期定時株主総会において、当行における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする譲渡制限付株式制度（固定型譲渡制限付株式報酬）（以下「本制度Ⅰ」という。）を一部改定し、これに加え当行が予め定める業績目標等の達成度合いに応じた数の譲渡制限付株式を交付する制度（業績連動型譲渡制限付株式報酬）（以下「本制度Ⅱ」という。また「本制度Ⅰ」及び「本制度Ⅱ」をあわせて「本制度」と総称する。）を新たに導入し、本制度Ⅰ及び本制度Ⅱにより支給する金銭債権及び金銭の総額並びに各事業年度において対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式の総数を、上記2021年6月25日開催の第115期定時株主総会においてご承認いただいた報酬枠の範囲内にて支給することにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当行から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当行の普通株式の発行又は処分に当たっては、当行と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当行の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当行が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることといたします。

本日、当行取締役会により、本制度Ⅰに係る固定型譲渡制限付株式報酬としては、割当予定先である対象取締役5名及び取締役を兼務しない執行役員20名（以下、「割当対象者Ⅰ」という。）に対し、金銭報酬債権合計115,884,659円を支給し、割当対象者Ⅰが当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、当行普通株式87,958株を交付すること、また、本制度Ⅱに係る業績連動型譲渡制限付株式報酬としては、割当予定先である対象取締役5名及び取締役を兼務しない執行役員15名（以下、「割当対象者Ⅱ」という。割当対象者Ⅰと割当対象者Ⅱをあわせて「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計83,078,911円を支給し、割当対象者Ⅱが当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、当行普通株式63,058株を交付することを決議しました。



本自己株式処分において、当行と割当対象者との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記 3. のとおりです。

3. 本割当契約の概要

固定型譲渡制限付株式報酬（本制度 I）

（1）譲渡制限期間

2025年7月25日（以下「本処分期日」といいます。）から当行の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任する直後の時点又は2026年7月1日の到来時点のいずれか遅い時点までの期間

（2）譲渡制限の解除条件

割当対象者 I が職務執行開始日からその後最初に到来する定時株主総会終結の時点の直前までの期間（以下「本役務提供期間」という。）中、継続して、当行の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間 I」という。）において、割当対象者 I に割り当てられた固定型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式 I」という。）の全部について、本譲渡制限期間 I が満了した時点で譲渡制限を解除する。

（3）本役務提供期間中又は本役務提供期間経過後本譲渡制限 I 期間が満了する前に、割当対象者 I が任期満了その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

割当対象者 I が、当行の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも任期満了その他の正当な事由（死亡による退任を含む）により退任した場合には、割当対象者 I の退任の直後の時点をもって、本割当株式 I に係る譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該退任した時点において保有する本割当株式 I の数に、本処分期日を含む月から割当対象者 I の退任の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げる）とする。

（4）当行による無償取得

割当対象者 I が、本譲渡制限期間 I 中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式 I の全部を、当行は当然に無償で取得する。また、本譲渡制限期間 I の満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式 I の全部について、当行は当然に無償で取得する。

（5）組織再編等における取扱い

①譲渡制限の解除時期

本譲渡制限期間 I 中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要しない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式 I に係る譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

①で定める当該承認した時点において保有する本割当株式 I の数に、本処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り上げる）とする。また、譲渡制限が



解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰの全部を、当行は当然に無償で取得する。

(6) マルス・クローバック制度

当行は、本譲渡制限期間Ⅰ中及び譲渡制限の解除後において、割当対象者Ⅰが法令又は社内規程に重要な点で違反したと当行の取締役会が認めた場合及び重大な不正会計や巨額損失等を含む当行取締役会が定める一定の事由が生じた場合、本割当株式Ⅰ又は譲渡制限が解除された当行普通株式の全部又は一部を無償取得することや、本割当株式Ⅰ又は譲渡制限が解除された当行普通株式の相当額を支払わせる条項を定めるものとする。

(7) 株式の管理

本割当株式Ⅰは、本譲渡制限期間Ⅰ中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間Ⅰ中は、割当対象者Ⅰが野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当行は、本割当株式Ⅰに係る譲渡制限等の実効性を確保するために、割当対象者Ⅰが保有する本割当株式Ⅰの口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、割当対象者Ⅰは、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

業績連動型譲渡制限付株式報酬（本制度Ⅱ）

(1) 譲渡制限期間

本処分期日から当行の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも退任する直後の時点又は2026年7月1日の到来時点のいずれか遅い時点までの期間

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者Ⅱが上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間Ⅱ」という。）中、継続して、当行の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、割当対象者Ⅱに割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式Ⅱ」という。）の全部について、本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点で譲渡制限を解除する。

(3) 割当対象者Ⅱが任期満了その他の正当な事由により退任した場合の取扱い

割当対象者Ⅱが、当行の取締役、取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位をも任期満了その他の正当な事由（死亡による退任を含む）により退任した場合には、割当対象者Ⅱの退任の直後の時点をもって、本割当株式Ⅱの全部について譲渡制限を解除する。

(4) 当行による無償取得

割当対象者Ⅱが、本譲渡制限期間Ⅱ中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において本割当株式Ⅱの全部を、当行は当然に無償で取得する。また、本譲渡制限期間Ⅱの満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式Ⅱの全部について、当行は当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間Ⅱ中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要しない場合においては、当行の取締役会）で承認された場合には、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式Ⅱの全部について譲渡制限を解除する。



(6) マルス・クローバック制度

当行は、本譲渡制限期間Ⅱ中及び譲渡制限の解除後において、割当対象者Ⅱが法令又は社内規程に重要な点で違反したと当行の取締役会が認めた場合及び重大な不正会計や巨額損失等を含む当行取締役会が定める一定の事由が生じた場合、割当対象者Ⅱに割り当てられた本割当株式Ⅱ又は譲渡制限が解除された当行普通株式の全部又は一部を無償取得することや、本割当株式Ⅱ又は譲渡制限が解除された当行普通株式の相当額を支払わせる条項を定めるものとする。

(7) 株式の管理

本割当株式Ⅱは、本譲渡制限期間Ⅱ中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間Ⅱ中は、割当対象者Ⅱが野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当行は、本割当株式Ⅱに係る譲渡制限等の実効性を確保するために、割当対象者Ⅱが保有する本割当株式Ⅱの口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、割当対象者Ⅱは、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当行の普通株式の終値である1,317.5円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上